

【在学生】追加募集申請手続概要

住居の確保が困難で、三鷹国際学生宿舎に居住し通学することを希望する学生を対象に追加入居の申請を受け付けます。宿舎への入居を希望する学生は、以下をよく読み受付期間内に申請書類を提出してください。

【募集部屋数】

男性フロア…若干数 女性フロア…若干数 オールジェンダーフロア…若干数

【申請資格】

令和8（2026）年4月1日に下記に在籍し、申請時点で修行年限内の学籍を有する日本人および永住者の学部学生。

※学籍の現況区分が「休学」の学生は入居予定日までに復学予定の場合は申請可能です。

※入居許可期間開始日に学籍の現況区分が「休学」となっている場合は入居許可が取り消されます。

- ・教養学部¹に在籍（修業年限内）の者
- ・理学部数学科²に在籍（修業年限内）の者

併せて次の各号のいずれかに該当する者。

- ① 経済的理由により住居の確保が困難と認められる者であって、かつ、実家からの通学時間が1時間30分以上の者
- ② 風水害の災害、不慮の事故など特別の事情により住居の確保が困難であると認められる者

募集人数に満たない場合は経済的な理由の有無にかかわらず定員に達するまで選考を行う場合もあります。なお、通学時間が1時間30分未満の方で申請を希望する方は事前に窓口までご相談ください。

【申請書類】 ※不足書類がある場合は選考の対象になりません。

○必ず提出するもの

1. 入居願／入居希望調書(両面印刷) ウェブから各自ダウンロード。
2. 所得の種類に応じて提出する書類 1) と 2)

申請者の父母（またはそれに代わる家計支持者）について1)、2)それぞれ必要です。

1) 最新の市区町村発行の所得証明書 原本

証明書は記載項目を省略せず、扶養内訳、所得金額の記載のあるものを提出。

2) 令和7年分源泉徴収票もしくは確定申告書(第一表、第二表) 原本もしくは写

源泉徴収票は「(別紙) 1 源泉徴収票等貼付台紙」を出力し貼付、提出。

※一方が税法上の扶養に入っている場合は被扶養者側の証明書は提出不要。

3. 希望調書II

部屋の配置を決める際に参考にします。申請内容を確認するため連絡する場合があります。

○必要に応じて提出するもの

- ・ 無職無収入申立書 ウェブから各自ダウンロード。

【申請方法】

1. 申請書類を窓口に提出する。
2. 厚生チームにメールを送信する。

件名は「三鷹国際学生宿舍入居者追加募集_学生氏名」とし、下記情報を含めて速やかに送信ください。

- ・ 学生氏名 (フリガナ)
- ・ 学籍番号
- ・ 所属、学年
- ・ 連絡用電話番号

注意：結果通知用にも使用しますので書類提出と共に必ずメールをしてください。メールの受信が確認できない場合手続きが完了していないものと見なされ選考されません。

<問い合わせ先および申請書類提出先>

担当：教養学部等学生支援課厚生チーム (アドミニストレーション棟1階6番窓口)

窓口時間：各日10時～16時 時間厳守(土日祝日は除く)

E m a i l : kousei-team.c[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp ※[at]を[@]に置き換えてください。

※窓口の時間に変更になっている場合もありますので最新の情報を確認してください。

【受付期間】

2026年4月6日(月)～2026年12月11日(金) 16時まで(時間厳守)

※期限前に募集数に達した時点で受付を終了いたします。

【入居選考結果発表】

申請書の受理から結果通知までおよそ1週間前後かかります。許可者には申請時にご登録いただいたメールアドレスに結果および入居手続き書類を通知します(【申請方法】参照)。

【入居開始日および入居許可期間】

2026年5月1日(木)以降の指定された日。なお、宿舎事務室での入居手続き受付時間は平日9時から16時30分です。土日祝日(含む夏季一斉休業、冬季休業)、時間外の受付はしていません。

入居許可期間は在籍する課程の修業年限内となります。

【諸注意】

- ・宿舎に居住し、宿舎から大学に通学することを目的としています。居住以外の目的で部屋を利用している場合や、宿舎に居住の実態がないと認められた場合、当宿舎以外に民間アパート等の契約していることが判明した者は入居資格を失い、速やかに退去をしなければなりません。
- ・宿舎を事前に見学することをお奨めします。宿舎の特性を理解した上で申請してください。
- ・部屋の決定は厚生チームで行い、一度決定した部屋については変更いたしません。
- ・入居手続きは、入居許可日から1週間以内に行ってください。特段の理由がなく入居が遅れる場合、入居許可は取り消されることがあります。
- ・入居許可期間開始後に辞退した場合は入居手続きをと入居初月宿舎費および諸経費を徴収した上で退去手続きをします。
- ・入居手続き後はUTASに三鷹国際学生宿舎の住所登録変更を行ってください。

宿舎概要は教養学部のウェブサイト「[三鷹国際学生宿舎について](#)」よりご確認ください。

教養学部等学生支援課厚生チーム